

## 年末年始のごみ収集のお知らせ

年末年始のごみ収集を次のとおり行いますので、住民のみなさんのご協力をお願いします。

| 月   | 日        | ごみの収集      |
|-----|----------|------------|
| 12月 | 30日(木)まで | 通常どおり収集します |
|     | 31日(金)から | 休 み        |
| 1月  | 1日(土)    |            |
|     | 2日(日)    |            |
|     | 3日(月)まで  |            |
|     | 4日(火)から  | 通常どおり収集します |

※ごみを出すときは、次のことに注意しましょう！

- 可燃ごみ・不燃ごみは分別し、**村指定ごみ袋に入れて**出してください。
- 資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル）はそれぞれ分別し、**3種類の収集コンテナ**（水色・オレンジ色・緑色）を使用して出してください。  
また、新聞紙や雑誌など紙類の資源ごみはそれぞれに分別し、**結束して**出してください。
- 収集日程上、一部地域によってはごみの収集に間隔があきますので、腐りやすいものはきちんと密閉するなどしておきましょう。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：和田

## 年末のし尿汲み取りのお知らせ

年末のし尿汲み取りは、時節柄大変混雑しますので、住民のみなさんのご協力をお願いします。

- 年内のし尿汲み取りは、**12月20日(月)までに下記業者へ申し込みした分**とします。
- 申し込み順に、順次汲み取りしますので、日時指定はご遠慮ください。
- 便槽周囲の除雪・清掃にご協力ください。

記

有限会社 佐井清掃 ☎38-2011

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：和田

## 斎場のご利用について

死亡届が役場窓口へ提出された際、届出人の方へ火葬の希望日時を確認し、斎場使用許可書を発行しています。

火葬は、死亡時刻から24時間経過後可能となり、火葬の所要時間は約2時間です。

斎場使用料、支払方法、火葬の受付日時などは次のとおりです。

【斎場使用料】 住民 10,000円 住民以外 15,000円 生活保護受給者 無料

【支払方法】 火葬当日、斎場にて火葬業務担当者へ直接お支払ください。

（斎場指定管理業者：株式会社サンアメニティ東北）

【火葬受付日時】 死亡届が提出された翌日以降

午前9時から午後2時まで

【斎場休場日】 1月1日、8月13日

※原則として、役場へ死亡届を提出された当日の火葬はできません。

ご遺体の腐敗が進んでいるなどのやむを得ない事情がある場合は、役場窓口でご相談ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：和田、村川